

日本史探究

第 1 問

次の(1)～(5)の文章を読んで、下記の設問に答えよ。解答は、解答用紙(イ)の欄に記入せよ。

- (1) 律令制では、男性官僚組織である二官八省のほかに、女官組織として後宮十二司が置かれた。後宮十二司のうち、ないしのつかさ内侍司の長官であるないしのかみ尚侍は、常に天皇の身近に仕え、天皇と二官八省との間の意思伝達を担った。またくらのつかさ蔵司の長官であるくらのかみ尚蔵は、天皇の位を象徴する宝物類の管理を担当した。
- (2) 同じく後宮十二司のひとつであるみかどのつかさ闈司は、内裏の門の管理を担当した。男性官人が門の内部に立ち入る際には、闈司が天皇にとりつぎ、天皇の許可を得てから、彼らを門内に引き入れた。これは、本来は女官だけが、天皇の居所に入ること許されていたためと考えられる。
- (3) 藤原仲麻呂の妻である藤原おひら袁比良は、孝謙太上天皇と淳仁天皇の信任を得て、尚侍と尚蔵とを兼任した。袁比良の没後、孝謙太上天皇と淳仁天皇との対立が深まると恵美押勝の乱が勃発し、乱後には仲麻呂と対立関係にあった藤原とよなり豊成や藤原ながて永手が大臣となるが、彼らの妻も尚侍や尚蔵であった。
- (4) 病により譲位した平城太上天皇は、回復すると嵯峨天皇と対立するようになり、尚侍である藤原葉子の助けを得つつ、ふたたび政治の実権を握ろうとした。対する嵯峨天皇は、藤原冬嗣らを蔵人頭に任じて、宝物類の管理や円滑な命令伝達を担当させるとともに、一部の男性官人をみずからの身近にさえさせた。
- (5) 10世紀末になると、有力貴族の若い娘が尚侍に任じられるようになった。彼女たちは、華やかな装いで祭礼に参加するなどしたが、女官としての実質的な職務はほとんどなく、成長すると皇后や皇太子妃となった。

設 問

尚侍をはじめとする女官について、律令制下での職務や政治権力との関係はどのようなものであったか。また、それは9世紀前半にどのように変化したか。5行以内で述べよ。

第 2 問

法は時代によって大きく変わることがある。たとえば次の(1)~(3)の文章は、それぞれ別の主人をもつ男女の下人(奴婢)の間に子が生まれた場合、その子をどちらの主人の所有とするかについて定めた中世法(いずれも意識)である。これを読んで、下記の設問A・Bに答えよ。解答は、解答用紙(口)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入せよ。

(1) 御成敗式目 41 条後半

奴婢が生んだ子については、法意(注1)に照らすと問題があるが、同じ御時の例(注2)に任せて男子は父の、女子は母の主人のものとせよ。

(注1) 律令法の規定。養老令の捕亡令 14 条には「奴婢の子は男女によらず母方の主人のものとせよ」と規定されている。

(注2) 源頼朝時代の判例。

(2) 塵芥集 143 条

別々の主人をもつ男女の下人の間に生まれた子は、男子は男親の主人のものとし、女子は女親の主人のものとせよ。

(3) 結城氏新法度 15 条

別々の主人をもつ下人が夫婦になり、子を儲^{もう}けた場合、昔から伝え聞くところによれば、女子は女親の主人のものとし、男子は男親の主人のものとするというが、(中略)一方の主人が養育して十歳や十五歳まで育てあげたのに、何の恩恵も施していない方が「その子は自分のものだ」などと言うのは、いかにも無理な主張である。女子は女親の主人のものとし、男子は男親の主人のものとするというのなら、子が生まれた当初から、届け出をして、まちがいなく恩恵を施している場合にのみ、そうすべきである。そうでなくては認めるわけにはいくまい。ただし、主人の屋敷以外で子を儲けた場合には、古法のごとく、何人子が生まれようとも男子は男親の、女子は女親の主人のものとすべきである。

設 問

- A 御成敗式目はどのような方針で制定されたか。(1)の内容をふまえて、1行以内で述べよ。
- B 御成敗式目と分国法の関係について、(2)・(3)の内容をふまえながら、4行以内で説明せよ。

第 3 問

次の(1)~(3)の文章を読んで、下記の設問 A・B に答えよ。解答は、解答用紙(ハ)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入せよ。

- (1) 信濃国伊那郡飯田の西、木曾や美濃との境に位置する山間に、清内路という幕府領の村があった。
- (2) この村を支配する代官は、1641年の史料で「この村に石高はないので、以前から郷帳にも載せていない。近年は住人が多くなったため、御樽木(屋根用材)1000丁ずつを年貢として納めさせている。この村の百姓は木師(杣・きこり)であるので、樽木年貢以外に御用木を出すよう命じられた時にも、たくさんの木を出す村である」と説明している。
- (3) この村では、享保年間までに、榎・檜といった樽木の材料となる木が伐り尽くされ、以後、樽木年貢は代金納とされた。1761年の史料では「男は木曾・飛騨・三河・遠江・甲斐などの山へ杣・日雇に出かけて賃金を稼いでいる」と述べている。また、米など食糧は飯田で買って、村内ではタバコの生産や炭焼き、女性や子どもによる木櫛の製造などが盛んになった。

設 問

- A 石高をつけられた近世の村の通例とは異なって、清内路村に石高がなかったのはなぜだと考えられるか。2行以内で述べよ。
- B 18世紀の清内路村は、米を生産する農村と比較して、経済面でどのような特徴をもったか。3行以内で述べよ。

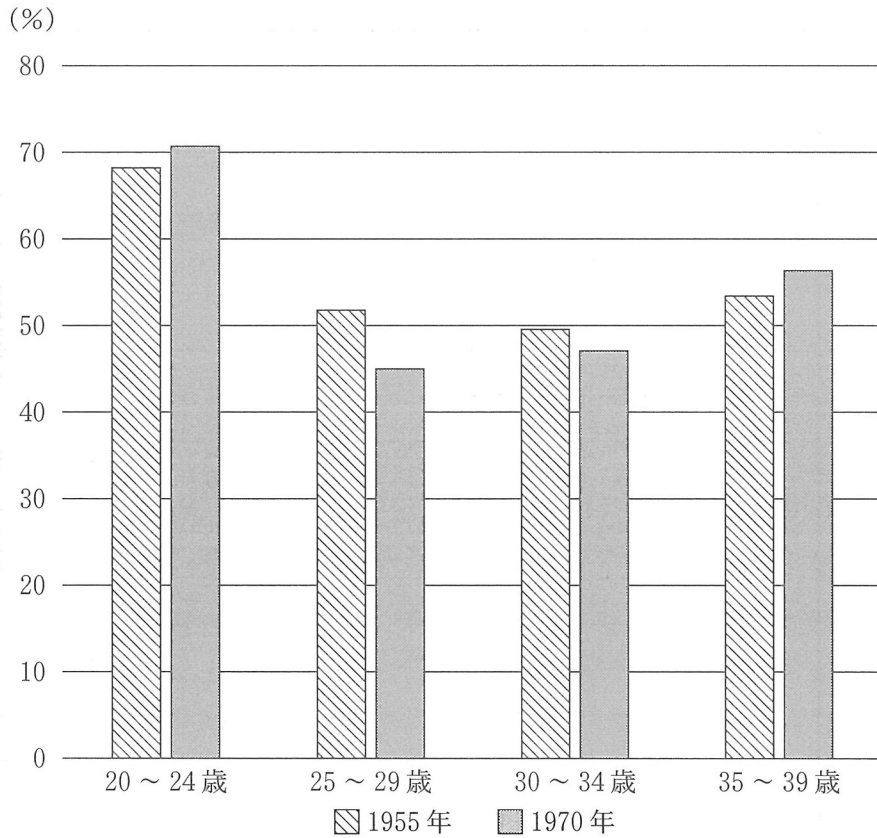
第 4 問

女性と男性の働き方のそれぞれの特徴は時代とともに変化してきた。日中戦争から太平洋戦争にかけての時期や、高度経済成長期の日本における女性と男性の働き方の変化について述べた次の(1)~(4)の文章と図を読んで、下記の設問A・Bに答えよ。解答は、解答用紙(二)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入せよ。

- (1) 日中戦争以降、女性の就業者の増加が続いた。太平洋戦争開戦後は、さらに増え、戦争末期には、機械工業や鉄道などで、女性の就労なしには業務が成り立たない事業所が多くなった。それらの女性は主に未婚の若年者であった。
- (2) 高度経済成長期には、第二次産業・第三次産業の比重が高まり、若年層を中心に農村から都市への人口移動が進んだ。また、農業を含む自営業者や、自営業者の家族でその仕事を手伝っている者の割合が減り、官公庁や民間企業などに雇用されている者が増えた。
- (3) 高度経済成長期には、官公庁や民間企業の給与制度で、配偶者や子どもを扶養する者への家族手当の支給が拡充された。官公庁や民間企業に雇われている者が退職後に受給する老齢年金では、無職ないし少額の収入しか得ていない配偶者を扶養してきた場合に加給される制度があった。
- (4) 図に見るように、1955年と1970年を比較すると、年齢階層別の女性の労働力率(注)は、25~34歳で低下していた。なお、男性の労働力率は1955年、1970年において、いずれの年齢層でも女性より高く、特に25~54歳では、95パーセントを超えていた。

(注) 就業者と完全失業者の合計が人口に占める割合を指す。就業者には、雇用されている者のほか、自営業者および家族でその仕事を手伝っている者を含み、完全失業者には仕事を探していない者を含まない。

図 20～30 歳代の女性の労働力率



(東洋経済新報社編『国勢調査集大成 人口統計総覧』)

設 問

- A 日中戦争から太平洋戦争にかけての時期には、多様な職場で働く女性が増加していたが、戦争終結後その動きは続かなかった。戦中と戦後におけるそうした変化はなぜ起こったか。3行以内で説明せよ。
- B 高度経済成長期を通じて、女性の働き方にどのような変化があったか。変化をもたらした背景を含めて、3行以内で述べよ。